

杉戸町ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この告示は、杉戸町広告掲載要綱(平成17年杉戸町告示第175号第4条及び杉戸町広告掲載基準の規定に基づき、杉戸町がインターネット上で公開している公式ホームページ(以下「ホームページ」という。))の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の種類は、バナ - 広告とする。

2 広告の規格は、次のとおりとする。

項目	規格
縦	50ピクセル
横	150ピクセル
容量	4キロバイト以内
画像形式	GIF形式

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は、ホームページのトップページ上で町長が指定した位置とし、最高5枠を限度とする。

(掲載内容)

第4条 広告のデザイン、内容及び色彩等は、町のホームページのイメージを損なうことがないように調整し掲載するものとし、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) アニメーションにより画面の大部分の領域が切り替わるもの又は画面が点滅するものは、切り替え又は点滅の間隔を2秒以上確保すること。
- (2) 画面の切り替え表示を行う場合には、明度差(コントラスト)が大きすぎないように十分配慮すること。
- (3) 文字色と背景色の明度差(コントラスト)を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくする処理を行うこと。
- (4) ロールオーバー効果については、取り扱わないこと。

(5) 文字、イラスト等の解像度については、適切な処理を行うこと。

(禁止事項)

第5条 次に掲げる表現は禁止とする。

- (1) 「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマークを模した表現
- (3) テキストボックスを模した表現
- (4) プルダウンメニューを模した表現
- (5) 町の実施する事業の名称に類似した表現
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのある表現

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠当たり月額1万円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として1月単位とし、最長で6月とするが、他に広告を希望するもの(以下「希望者」という。)がない場合(広告基準を満たす希望者がいない場合を含む。)は継続して掲載することができる。ただし、年度を超えることはできない。

2 広告の掲載期間の始期は、月の初日の午前とし、終期は月の終わりの午後とする。

(広告掲載の申請)

第8条 希望者は、掲載しようとする広告の概要等を記載の上、杉戸町ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(広告の決定)

第9条 町長は、前条の申請を受けたときは、当該広告の掲載の可否を決定し、杉戸町ホームページ広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その旨を希望者に通知するものとする。

(掲載料の納付等)

第10条 広告を掲載する旨の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、町の指定する期日までに、第6条に規定する掲載料を納付しなければならない。

2 既に納められた掲載料は還付しない。ただし、広告掲載決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、その一部又は全部を還付

することができる。

- 3 広告の掲載期間内に、町のホームページを閉鎖した時間が生じたときは、その閉鎖した時間に応じて、月額掲載料を超えない範囲で別表のとおり掲載料を還付する。ただし、閉鎖日数が8時間未満の場合又は天災、事変その他の非常事態が発生したことによる場合は還付は行わない。

(広告掲載の取消し)

第11条 町長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
- (2) 広告の原稿を指定する期日までに提出しなかったとき。
- (3) 提出された広告の原稿が、申込みの内容と著しく異なっていたとき。
- (4) 広告又は広告ホームページの内容が、法令に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (5) 広告又は広告ホームページの内容が、第4条各号のいずれかに該当したとき。
- (6) 広告主が、法令に違反し、又は重大な反社会的行為を行う等、町ホームページに広告を掲載することが適当でない認められる行為を行ったとき。

(広告主の責任等)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年1月1日公布の日から施行する。

別表

閉鎖した時間	返還する額
初 日 8時間以上24時間以内	300円
2日目以降 24時間毎	閉鎖日数×300円